

管理番号 No.

重要事項説明書

(居宅介護支援事業)

利用者 : _____ 様

株式会社 ハートケア

事業者 : たじみ松坂ケアプランセンター

居宅介護支援事業所重要事項説明書

令和 7年 11月 17日現在

1. 居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業所者の指定番号および所在地

事業所名	株式会社ハートケア たじみ松坂ケアプランセンター
所在地	岐阜県多治見市松坂町1丁目1番地の5
事業所の指定番号	居宅介護支援事業 (第 2171101997 号)
管理者 連絡先	亀山 康代 0572-20-1677

(2) 事業所の職員体制

介護支援専門員 常勤 7名 (内1名 管理者兼務) 非常勤 1名

(3) 営業日及び営業時間

営業時間 月～金曜日 午前9時から午後17時

定休日 土曜・日曜・祝日 (年末年始 12月29日～1月3日は休日)

24時間体制 当事業所は介護支援専門員が輪番制で、携帯電話への転送により、常時連絡可能な体制をとっています。

(4) 通常のサービス実施地域

多治見市・可児市

2. 事業の目的と運営方針等

(1) 事業の目的

介護保険法の理念に基づき、要援護状態等となった場合においても利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るように支援することを目的とします。

(2) 運営方針

市町村及び他の指定居宅介護支援事業者・サービス事業者・介護保健施設等との連携を図り、利用者の意志・人格を尊重し、利用者の立場に立った指定居宅サービス等が総合的かつ効果的に提供されるよう、公正中立な居宅介護支援を行います。

3. サービスの内容

- (1) 居宅サービス計画の作成
- (2) 情報の提供と相談
- (3) 要介護・要支援認定の申請、変更の代行
- (4) 関連事業者等の連絡調整
- (5) 給付管理表の作成・提出

4. 利用料金

(1) 利用料（ケアプラン作成料）

要介護（要支援）認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納等により法定代理受領ができなくなった場合、厚生労働大臣が定めた基準額に準じた額の料金を頂き、指定居宅介護支援提供証明書を発行いたします。

後日各市町村の窓口に提出しますと、保険給付分の払戻を受けられます。

報酬項目		単位
介護予防支援費	要支援1・2	438
委託連携加算		300
居宅介護支援費	要介護1・2	1076
	要介護3・4・5	1398
各種加算	初回加算	300
	I	505
	II	407
	III	309
	I	200
	II	100
	イ	450
	ロ	600
	イ	750
	ロ	900
	緊急時等居宅カンファレンス加算	200
	ターミナルケアマネジメント加算	400
	通院時情報連携加算	50
	特定事業所医療介護連携加算	125

※ターミナルケアマネジメント加算について

- ① ターミナル期に担当ケアマネージャーが通常よりも頻回に訪問すること。
- ② 担当ケアマネージャーが状態変化やサービス変更の必要性を把握すること。
- ③ 把握した心身の状況等の情報を記録すること。
- ④ 把握した心身の状況等を主治医等やケアプランに位置付けた居宅サービス事業所へ提供すること。
- ⑤ 必要に応じて主治医等に病状等に関する説明を受けること。

(2) 交通費

通常のサービス実施地域の利用者への訪問等の交通費は無料です。ただし、通常のサービス実施地域を超えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収します。

なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収します。

- ① 事業所から片道おおむね10キロメートル未満 500円
- ② 事業所から片道おおむね10キロメートル以上の場合 2キロメートルにつき 100円
を加算します。

(3) 解約料

利用者はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

5. 秘密の保持

事業者、介護支援専門員および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する個人情報を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

6. 事故発生時の対応

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な対応をします。

7. 暴力・不正行為・ハラスメント等について

事業所は正当な理由がなく、居宅介護サービスの提供を拒否することはありません。ただし、以下の場合は居宅介護サービスを中止させていただくとともに、当該市区町村に状況を報告させていただきます。

- ① 介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わない等により、要介護状態等の悪化をもたらす場合。
- ② 偽りその他不正行為によって保険給付を受ける、または受けようとした場合。
- ③ 下記のような行為があり、ハラスメントに該当するとみなされる場合。
 - ・物を投げつける、刃物を向ける、服を引きちぎる、怒鳴る、奇声を発する、対象範囲外のサービスの強要等の、暴力又は乱暴な言動、無理な要求。
 - ・介護従事者の体を触る、抱きしめる、卑猥な言動をする、性的な画像を見せる等の、セクシャルハラスメント
 - ・介護従事者の電話番号を聞く、自宅の住所を知りたがる等のストーカー行為。

8. サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所の相談・苦情窓口

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情は次の窓口にて対応します。

電話番号 0572-20-1677

FAX番号 0572-27-5660

提供責任者 亀山康代

公的機関では、下記において相談・苦情を受け付けています。

多治見市役所 高齢福祉課
所在地 岐阜県多治見市音羽町 1-233
電話番号 0572-22-1111

(付属別紙1)

要介護認定前に居宅介護支援の提供が行われる場合の特例事項に関する重要事項説明書

利用者が要介護認定申請後、認定結果がでるまでの間、利用者自身の依頼に基づいて、介護保険による適切な介護サービスの提供を受けるために、暫定的な居宅サービス計画の作成によりサービス提供を行う際の説明を行います。

1. 提供する居宅介護支援について

- 利用者が要介護認定までに、居宅介護サービスの提供を希望される場合には、この契約の締結後迅速に居宅サービス計画を作成し、利用者にとって必要な居宅サービス提供のための支援を行います。
- 居宅サービス計画の作成にあたっては、計画の内容が利用者の認定申請の結果を上回る過剰な居宅サービスを位置づけることのないよう、配慮しながら計画の作成に努めます。
- 作成した居宅サービス計画については、認定後に利用者等の意向を踏まえ、適切な見直しを行います。

2. 要介護認定後の契約の継続について

- 要介護認定後、利用者に対してこの契約の継続について意思確認を行います。このとき、利用者から当事業所に対してこの契約を解約する旨の申し入れがあった場合には、契約は終了し、解約料はいただけません。
- また、利用者から解約の申入れがない場合には、契約は継続しますが、この付属別紙に定める内容については終了することとなります。

3. 要介護認定の結果、自立（非該当）または要支援となった場合の利用料について

要介護認定等の結果、自立（非該当）となった場合は、利用料をいただけません。

4. 注意事項

要介護認定の結果が不明なため、利用者は以下の点にご注意いただく必要があります。

- (1) 要介護認定の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合には、認定前に提供された居宅介護サービスに関する利用料金は、原則的に利用者にご負担いただくことになります。
- (2) 要介護認定の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額を利用者においてご負担いただくことになります。

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して本書面にもとづいて重要な事項を説明しました。

事業者 所在地 岐阜県多治見市松坂町1-1-5

名 称 株式会社ハートケア
たじみ松坂ケアプランセンター

説明者 印

私は、本書面により事業者から居宅介護支援についての重要な事項の説明を受け、説明を受けた内容に同意いたします。

利用者 住 所

氏 名 印

(代理人)

住 所

氏 名 印